

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月4日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

1. 当該公募の趣旨

本業務については、障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、又は出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しております、将来、精神・運動発達面において障害を招来するおそれのある乳幼児を早期に把握し、適切な相談対応・指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度乳幼児発達相談指導事業業務

(2) 業務内容

【概要】

発達相談事業及び親子遊び教室によって精神・運動発達面において障害を招来するおそれのある乳幼児を早期に把握し、適切な相談対応・指導を行うことにより、児童の健全な育成を図る。

【業務内容】

① 発達相談事業

発達相談は、医師、保健師、臨床心理士、公認心理士等により、対象乳幼児及びその保護者に対し、診察又は日常生活などに関する相談に応じる。

② 親子遊び教室

発達相談の結果等から、親子のコミュニケーション等について支援が必要と認められる乳幼児及びその保護者に対し、保健師、臨床心理士、公認心理士、言語聴覚士、

保育士等が遊びを通した支援を行う。

③ケアカンファレンス及び業務連絡会に出席すること

④報告、報告

本事業の実施状況と履行確認を明記し、毎月1回報告すること。

ア. 出務者氏名・職種

イ. 出務日数・時間

ウ. その他

⑤支払いの方法

業務委託料の請求

委託料の請求は、原則翌月の15日までに行うこと。

請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとしてする。

⑥その他

本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合は、北九州市と協議を行うこと。

【従事者の配置】

各区役所においてそれぞれの業務に対応できる人数

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、
及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 当該業務を適正に実施するために必要な業務経験、事業実績を備えていること。

イ 当該業務を適正に遂行するに必要な保健・医療・福祉サービスの知識や経験
を有する専門職（臨床心理士、理学・作業療法士、療育保育士等）を常時確保

していること。

ウ 当該業務に従事する専門職の移動手段としての業務用車両が確保されていること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第 6 条第 3 項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 4 日から令和 8 年 2 月 19 日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、9 時から 17 時まで

イ 受付担当課

（1）同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 8 年 2 月 5 日から令和 8 年 2 月 20 日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、9 時から 12 時、13 時から 17 時まで

イ 提出場所

（1）同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。